

平成31年（ワ）第7175号損害賠償請求事件 外4件

原告 （閲覧制限のため省略）

被告 学校法人東京医科大学

5

原告第8準備書面

2022（令和4）年3月25日

東京地方裁判所 民事第25部 御中



原告ら代理人弁護士 櫻町直樹 ほか

10

【目次】

第1 被告に不法行為が成立すること

- 15
- 1 被告が入学試験において行なった「属性調整」... 2頁
 - 2 本件属性調整が違法であること... 4頁
 - 3 本件属性調整を前提とした入学試験実施手続きは全体として違法と評価されるべきであること... 7頁

第2 被告の不法行為によって侵害された権利・法的に保護される利益

- 20
- 1 人格権（人格的利益）侵害... 10頁
 - 2 平等権侵害... 11頁
 - 3 大学選択に関する自己決定権侵害、受験校を選択する機会喪失...
12頁
 - 4 入学試験が公正かつ妥当な方法で実施されることの期待の侵害...
25 15頁
 - 5 本件属性調整及びそれに基づく合否判定による権利侵害... 16頁

第3 原告らの損害

1 全ての原告に共通する損害... 16頁

2 原告22、原告33、原告36及び原告38（いわゆる「意向確認対象者」）にかかる損害... 24頁

5 第4 結論... 31頁

第5 最後に... 31頁

原告らは本書面において、これまでの主張及び立証を簡潔に示すととも
に、当事者尋問の内容をふまえ、原告らの請求が認容されるべきであ
10 ることにつき、以下のとおり主張する。

第1 被告に不法行為が成立すること

1 被告が入学試験において行なった「属性調整」

15 (1) 被告は、東京医科大学医学部医学科の入学試験に関し、平成18
(2006)年度以降、一般入試・センター利用入試の二次試験科目で
ある「小論文試験」の点数について、受験生の得点に一定の係数を
乗じて一律に減点した上で、男子受験生についてのみ加点して順位
を高め、女子受験生については加点せず順位を低める操作、いわゆ
る「属性調整」と呼ばれる行為（以下「本件属性調整」という。）を
20 継続して行ってきた（甲2の1〔24頁〕、甲4〔3頁¹〕、令和元年
7月26日付被告第1準備書面〔3頁〕）。

(2) 本件属性調整が導入された具体的な経緯は、概要、以下のとおり
である。

(3) まず、平成18年度入学試験に先立ち、当時の学長兼入試委員長

¹ 属性調整の開始時期につき「第一次調査報告書第4の1記載のとおり、属性調整は平成18年度入試において開始されたものと認められる」と記述されている。

であった伊東氏は、被告学務課職員に対し「男子を増やす案をいくつか考えろ。」等と告げ、性別等によって合格者数を調整するよう指示した（甲4〔4頁〕²）。

5 (4) 当該指示を受け、遅くとも平成17（2005）年6月9日までは、被告学務課職員が、性別等に基づいて行なう具体的な点数調整の方法を記載した「平成18年度一般入学試験成績集計方法（案）」と題する文書を作成した（甲4〔3頁・脚注1〕）。

10 (5) そして、当該文書に基づく検討を経て、入試用システムにおいて属性調整を可能にするプログラム（乙16の1、16の2）が導入され、平成18年度の入学試験から、当該入試用システムに基づき「合格者選定名簿」が作成されるようになった（甲3の1〔50頁～51頁³〕、甲4〔3～4頁〕）。

15 (6) なお、被告においては「入試委員会」が合格者選定名簿に基づき合否判定を行なうものであるところ、「属性調整及び主たる個別調整は、同名簿作成時に行われており、同名簿には、各受験者が実際に獲得した素点ではなく、一律及び個別の調整後の得点が記載されて

² 伊東氏からの指示につき「平成18年当時の学務課職員は、当委員会のヒアリングにおいて、導入時期についての記憶は不明瞭ながら、要旨、以下のとおり述べている。「ある年の入試委員会の前に呼ばれて話をしているときに、男子を増やす案をいくつか考えろ、と学長に言われた。男女だけではなく、現役浪人の話とあわせての話であった。そのときは、嫌なものが来たなと感じ、とてもプレッシャーだった。この指示を受けて、学務課は、小論文の素点に対する加点内容が異なる2つの案を作成した。それを入試委員会に示し、学長が説明をして諮って導入を決めた記憶である。案を作るに際しては、他の学務課職員と相談した。また、そういうことが可能なのか、検討する必要があったが、それは学務課で入試用システムを担当していた職員が行った。」と記述されている。

³ 「東京医大では、平成12年頃から、入試用システムを用いて受験生の点数を合格者選定名簿に出力していたが、この入試用システムにおいて、平成18年度入試以降、属性調整のシステムが採用されてきたことが判明している。」と記述されている。

いた」ことが判明している（甲4〔18頁〕）。

(7) そして、合否判定に関する入試委員会の決定は、教育委員会・教授会も異論なく承認し、そのまま学長判断となっていた（甲4〔18頁〕）から、入試委員会の合否判定にかかる決定が事実上の「最終決定」となっていた。

2 本件属性調整が違法であること

(1) 被告が行なった本件属性調整は、女子受験生をその性別のみを理由として差別し、不利益に取り扱うものであって、「公正・公平」であるべき入学試験の根幹を揺るがす極めて重大な違法行為であり、正当化の余地は全くない。

(2) すなわち、私立大学といえども高度に「公の性質」を有するものであり（教育基本法6条1項、同条2項）、憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務、及び教育基本法等その他の法令に従う義務がある（甲35〔30頁⁴〕、東京地判平成18年2月20日（平16（ワ）13871号）判タ1236号268頁⁵）。

⁴ 裁判所は「教育基本法6条1項が、法律に定める学校（本件大学のような大学法人が設置する私立大学も含まれる。）は公の性質を有する旨を定めていることからすると、私立大学であっても公の性質を有するものと考えるのが相当であり、個別に設置目的を有する私立大学の特性に鑑みてやむを得ない場合は別として、入学者の選抜に関しても、憲法やそれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うと解すべきである。」と判示している。

⁵ 「被告の設置するY大学は私立大学であるところ、以下のような法律の定めによれば、私立大学も高度に公の性質を有するものであるというべきである。すなわち、学校教育法2条は、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。」と定め、同法1条は、「この法律で、学校とは・・・大学・・・とする。」と定めているから、私立大学も法律に定める学校である。そして、教育基本法6条1項には、「法律に定める学校は、公の性質を持つものであって」と定められており、さらに同条2項には、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。」との定めがあることを併せ考えると、私立学校であっても高度に公の性質を有するものと考えるのが相当である。そうであれば、私立大学

(3) しかしながら、被告が行なった本件属性調整は、女子受験生をその性別のみを理由として差別し、不利益に取り扱うものであるから、日本国憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、
5
同14条1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、同26条1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」といった、憲法に定められた諸規定の趣旨に反するとい
10
うべきである。

(4) 同時に、本件属性調整は、教育基本法4条1項「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、
15
人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」、男女共同参画社会基本法3条「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受け
ないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」にも反するとい
うべきである。

(5) そして、学校教育法3条「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置
20
基準に従い、これを設置しなければならない。」にいう設置基準である「大学設置基準」は、その2条の2において「公正かつ妥当な方

も、いかなる者を入学させ、また入学させないかも含み、その教育事務の遂行に当たっては、私立大学の特性に鑑みてやむを得ない場合は別として、憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務を負うものといふべきである。」

法」により入学者を選抜する旨を定めている。

5 (6) しかしながら、本件属性調整を前提とした入学試験は、上記のとおり憲法の諸規定の趣旨及び教育基本法を始めとする各法令に反して女子受験生をその性別によって差別するものであり、到底、「公正かつ妥当な方法」とは言えない。

(7) したがって、本件属性調整は、憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務、及び教育基本法等その他の法令に従う義務に反するものとして違法というべきである。

10 (8) 付言すれば、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」1条においても、「女子に対する差別」について、「性に基
く区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているか
15 いないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は
目的を有するものをいう。」と定義しているところ、本件属性調整を前提とする入学試験は、女子受験生をその性別によって差別して
いるという点において、「男女の平等」を基礎とせず、女子がその人
20 権及び基本的自由を享有し行使することを害するものと言わざるを得ない。

25 (9) 被告による入学試験の実施状況を調査した第三者委員会も、本件属性調整について「女性を不利益に扱う部分は、平等原則、教育の
機会の均等及び入試手続の公平性の要請に著しく反するものとして、
到底許されない。女性に妊娠や出産というライフイベントがあること
とや、診療科目によっては医師における男女比に差異があることと
25 いった現状があるとしても、様々な社会的支援等により女性の働き
方を十分に尊重しながら、方策を講じるべきであり、現状を肯定的

に受け容れるものではないとしても、女性受験生にそのつけを回すことを正当化する理由はない」(甲2の1〔39～40頁])と厳しく指弾している。

3 本件属性調整を前提とした入学試験実施手続きは全体として違法と
5 評価されるべきであること

(1) 被告は、「入学試験は、大別して「試験の実施」と「合否の判定」から構成されるところ、「合否の判定」は各受験生において個別に判断されるものであって、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生がいたことをもって、その他の受験生との関係で「合否の判定」が違法になるわけではなく、また、入学試験の一連の手続が全体として違法になるものではない」と反論する(令和元年7月26日付被告第1準備書面〔8頁])。

(2) しかしながら、被告が構築した入学試験実施体制においては、「女子合格者数の抑制」という性差別的な目的を達成するための中核的な要素として本件属性調整が位置づけられた上で、募集要項の公表、出願者の受付け、入学試験の実施、採点、点数操作(本件属性調整)、合否判定という手続き(甲13〔手続③～⑧])が実施されているのであり、これら一連の手続きは相互に密接に関連しているといえる。

(3) このような本件属性調整の位置づけ及びその他手続きとの関連性に鑑みれば、東京医科大学の入学試験にかかる一連の手続きのうち、その一部分(本件属性調整を用いた採点・合否判定)のみが違法にとどまるという評価は妥当でないといふべきである。

(4) 本件属性調整を核心部分として内包して被告が行なった、出願者募集行為から合否判定に至る一連の行為自体が、東京医科大学を受験したすべての女子受験生について、下記第2第1～第2項及び第

3 第1項(1)で具体的に述べるように、その意に反する「性差別的な入学試験」に当事者として巻き込み、性別のみに基づいて劣位に位置付けることで「全人格的に否定」し、人格権(人格的利益)及び平等権を侵害したものである。

5 (5) また、仮に、被告の実施する入学試験がそのような不公正なものであることを受験生が予め知っていたら、東京医科大を受験校に選択することはなかったといえる。

(6) そして実際、原告らは属性調整を予め知っていたら受験はしなかった旨、以下のとおり明確に述べている。

10 ・原告2

「入試の選考で、男性優先にするなら、始めから東京医大を受験しませんでした。受験生後半期は自分がアルバイトで稼いで授業料を払っていたので、仕事と勉強の両立は本当に辛かったです。東京医大の対策授業講座代など払わずに済んだ、赤本も買わなくてよかったですし、大量の問題・大量の選択肢というような、独特な出題形式が苦手だったが、そうした問題にも一生懸命対策して無駄な時間を過ごしたと思うと、怒りがこみ上げます。」(甲51の2〔2頁〕)。

20 ・原告8

(東京医大が差別していると分かっていたら受験したか)
「素晴らしい大学だと思ったから、憧れていて受験したので、点数を操作してまで人を落とすようなことをする大学だと初めから分かっていたら、憧れたりしないし、そんな大学は受験しなかったと思います。」(原告8本人〔6頁・12～14行目〕)

・原告 2 2

(東京医大が男子を有利に扱い女子は点数が引かれると分かっていたら受験したか)「私はもう浪人もしていましたし、とにかく合格するのに一生懸命だったので、そんな自分の
5 実力とは関係なく不正に差別されるような大学は受験しませんでした。」(原告 2 2 本人・8 頁〔下から 5 行目〕)

・原告 3 0

「そもそも女子差別があることを知っていたら出願すらし
10 なかった。浪人していることもあり、少しでも合格の確度をあげるべく併願を組んでいたと思う。東京医科大学に出願しなければ、過去問を解く時間やその大学に特化した対策に割いた時間を他大学の対策に当てることができ、結果も違っていたかもしれないと思う。また、併願自体の組み
15 方も変わり、他大学受験のチャンスも広がっていたかもしれない。もちろん合格可能性が限りなく低い東京医科大学受験のために使った当日の労力も必要なかった。」(甲 5 1 の 1 3〔2 頁〕)

・原告 3 2

「東京医科大学に大きな時間をかけて努力をしてきたこと
20 がほぼ無駄になったこと、自分は、大学が入試で最初から女性差別をすることを許すことはできませんから、入試で女性が差別されることを知っていたならば、絶対に応募は
25 しませんでした。」(甲 5 1 の 1 4〔2 頁〕)

・原告 3 9

(もし受験する前に東京医大の不正な得点操作を知っていたとしたら受験したか)「受けなかったと思います」(原告

39 本人〔6頁・下から5行目〕

（その理由については）「そのような男女差別のある学校に入学しても、医学教育はピュアなものではないと考えられる、そして、それに私は賛同しないためです。」（同〔6
5 頁・下から3行目〕）

(7) 被告は、本件属性調整がなされることを秘して、あたかも「公正かつ妥当」な方法で入学試験が実施されるように装って募集手続きを行ない、「公正かつ妥当」な方法で実施されると誤信した受験生をして、東京医科大学に出願させ、受験せしめたものである。

10 (8) ゆえに、一次試験において不合格となり直接には本件属性調整の影響を受けなかった受験生との関係においても、その「人格権（人格的利益）」や「平等権」を侵害し、（被告以外の医学部に限り）「受験校選択の機会を喪失させた」というべきであるから、被告が実施した入学試験は全体として違法であると評価されなければならない。

15 第2 被告の不法行為によって侵害された権利・法的に保護される利益

1 人格権（人格的利益）侵害

(1) 本件属性調整は、「女子受験生の合格者を抑制する」という、それ自体が差別的かつ不当な目的を達成するために実施されてきたものである。

20 (2) そして、当該目的を達成するための手段の態様も、「女子受験生の（二次試験小論文の得点を）一律に減点する」というものであり、これは「性別」という自己のコントロールが及ばない属性に基づいた「性別による差別」にほかならない。

(3) この点について、例えば原告36は尋問で「受験に当たって、その人がどんな性別であろうと、どんな年齢であろうと、差別されるべきではないと考えております。こうした不正操作のせいで、今ま
25

で何十年もの間、女子受験生や年齢が上な方の受験生たちが知らない間にもう取り返しのつかない傷を負わされているということを今回の訴訟ではっきりと自覚していただきたいと思います」(原告36本人〔6頁・下から8行目〕)と答え、また、原告39は「ただただ信じられないという気持ちでショックでした。本来、成熟した人間性を持ち合わせるべき先生方が多数集まってもそのような判断であるということに憤りを感じましたし、また女性差別という自身では選択できない性別による差別ということが行われたことに対して、ただただ悲しい気持ちでした。」と答えている(原告39本人〔6頁・7～10行目〕)。

- (4) 性差別をその中核とする本件属性調整を前提とした入学試験は、入学者選抜の公平性・公正性を所与の前提として期待・信頼して東京医科大学を受験した女子受験生を「全人格的に否定」するものであり、原告らの人格権(人格的利益)を侵害する違法なものと評価されなければならない。

2 平等権侵害

- (1) 本件属性調整は、教育基本法4条1項「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」、男女共同参画社会基本法3条「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」に反するものである。

- (2) 原告らは、被告の出願者募集に応じた時点(甲13〔手続④〕)で、本件属性調整を前提とする被告の差別的な入学試験実施体制に組み込まれ、教育における平等権、具体的には、男性と同一の入学

試験を受ける権利、性差別的な意図によって設計された入学試験を受けさせられない権利を侵害されたというべきである。

3 大学選択に関する自己決定権侵害、受験校を選択する機会喪失

5 (1) 原告らは、本件属性調整の存在を予め知っていたならば、東京医科大学ではなく、別の大学を選択・受験し得たのであるから、被告は、原告らの大学選択に関する自己決定権（憲法13条）を侵害し、受験校を選択する機会を喪失せしめたというべきである（最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁、大阪高裁平成16年10月14日判時1890号54頁）。

10 (2) これに対し被告は「たとえ、本件得点調整が説明されたとしても、女性、多浪生などを完全に排除するものではなく、女性、多浪生なども合格基準に達すれば合格するのであるから（現実に合格し本学に入學している女性学生も多数存在している。）、それを目指して受験することは当然に考えられるところである。」「ある大学を受験する動機が、当該大学へ入學することであれば、その合格の可能性が完全に排除されない限り、当該大学を受験するのが通常」などと反論する（令和元年12月13日付被告第3準備書面〔4～5頁〕）。

15 (3) しかしながら、被告が行なった本件属性調整は、男子受験生と女子受験生の二次試験小論文の点数に「性別（と浪人年数）」を理由として極めて大きな差異を生じさせるという差別的かつ不合理なものであり、そのような入學試験であると知りながらあえて受験し、限られた貴重な受験の機会を無駄にするようなことは、およそ考えられないというべきである。

20 (4) 男子受験生と女子受験生の差異がどれ程酷いものか、例えば平成25年度に行われた本件属性調整を例にとってみると、同年度における二次試験小論文の満点は100点（50点満点×採点委員2

名) であり (甲 3 の 1 [1 3 頁])、各採点委員が付した小論文の点数に 0.8 を乗じた上で、(高等学校等コード < 5 1 0 0 0 の場合)

① 男子受験生につき現役は 1 0 点、一浪は 9 点、二浪は 6 点、三浪は 5.5 点を加算し、加算後の合計点をさらに 5 点単位に繰り上げるが、他方で、② 女子受験生については現役・浪人いずれであっても「加算しない」というものであった (甲 3 の 1 [3 2 頁])。

(5) これを具体的に計算してみると、男子現役受験生甲の小論文点数が例えば 4 0 点 (採点委員 1)、4 2 点 (採点委員 2) であった場合、本件属性調整により、 $4 0 \times 0.8 + 1 0 = 4 2$ 点 (採点委員 1)、 $4 2 \times 0.8 + 1 0 = 4 3.6$ 点 (採点委員 2)、そしてこれらを足し上げた 8 5.6 点から「5 点単位で繰上げ」をした結果、甲の点数は「9 0 点」となる。

(6) これに対し、男子受験生甲と同じ点数を得た女子受験生乙がいたとして、乙については 0.8 が乗じられるだけ (加算点なし) であるから $3 2 + 3 3.6 =$ 「6 5.6 点」となり、結果、本件属性調整がなければ同じ点数であったはずの甲と乙の点数差は、実に「2 4.4 点」にも達する。

(7) 逆に、小論文で 3 0 点 / 2 8 点 (計 5 8 点) しか得点できなかった男子現役受験生丙でも、本件属性調整後の点数は「7 0 点」($3 0 \times 0.8 + 1 0 = 3 4$ 、 $2 8 \times 0.8 + 1 0 = 3 2.4$ 、 $3 4 + 3 2.4 = 6 6.4$ 、これを 5 点単位で繰り上げると 7 0 点) となり、乙 (6 5.6 点) を逆転することができる。

(8) 本来は、乙が丙に 2 4 点差 (8 2 点 - 5 8 点) をつけていたのに、本件属性調整後は、丙が乙に 4.6 点差 (7 0 点 - 6 5.6 点) をつけて逆転するという、極めて理不尽な状況が生じるのである。

(9) これはあくまで仮想事例ではあるが、女子受験生にとってこのよ

うな極めて大きな不利益が生じ得る入学試験であるということが事前に分かっていたら、多大な労力、時間、コストをかけて東京医科大学を受験するという選択は、およそ考え難いというべきである。

5 (10) この点につき、消費者機構日本が被告を相手方として入学検定料等の返還義務があることの確認を求めた東京地判令和2年3月6日（以下「別件判決」という。）も「一般的に、大学入試の出願者は、当該入試に合格し、当該大学に入学する資格を得ることを最大の目的とすることは公知の事実であり、属性に基づく得点調整により合否の判定に実質的な不利益を被ることが事前に判明していれば、当該大学に出願しないと考えることは極めて自然である」、「本件大学の受験日程（一次試験又は二次試験）は、平成29年度及び平成30年度のいずれにおいても、他の私立大学数校との間で重複しており、本件大学の受験を選択した場合、後者の少なくとも一部の受験が不可能となるものと認められ（甲7の1、2）、本件対象消費者の大部分は、属性による採点調整の存在が事前に判明していれば、併願先の選択から、本件大学を除外するものと推認するのが相当である」と判示している（甲35〔33～34頁〕）。

10

15

20 (11) 実際、被告が本件属性調整により女子合格者数を抑制してきた事実が発覚してから初めて実施された平成31（2019）年度入学試験における女子受験生の人数は537人（一般入学・推薦入学の合計。甲18）であり、平成30（2018）年度の1478人と比較して実に「6割強」も減少している。

25 (12) 第三者委員会の調査報告に基づき入学試験について種々の改善策が講じられ（甲3の1〔46頁以下〕）、本件属性調整のような不当な選抜がなされない、つまり男子受験生と女子受験生と

が「公正・公平な土俵」で選抜されることが明らかな平成31年度入学試験ですら、前年度に比べ6割強も女子受験生の人数が減少した。

5 (13) そうであれば、女子受験生が本件属性調整によって不利益に取り扱われることが事前に分かっていたならば、あえて東京医科大学を受験するという不合理な選択をすることはなく、というべきである。

4 入学試験が公正かつ妥当な方法で実施されることの期待の侵害

10 (1) 受験生は、入学試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待をもって受験するものであるところ、本件属性調整を前提とする被告の入学試験は、この期待を侵害するものである。

15 (2) この点について、別件判決は「出願者は、試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待、すなわち、事前に学生募集要項やアドミッション・ポリシー等で説明されていない以上は、性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、前記アで述べた出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値するものと評価できる」と判示している（甲35〔31頁〕）。

20 (3) なお、別件判決においては、「出願者は」という主語が用いられているとおり、一次試験において不合格になった受験生についても「試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待」が侵害されたと認定されている。

25 (4) したがって、一次試験で不合格となり直接には本件属性調整によって得点操作がされていない原告らにおいても損害が生じているというべきである。

5 本件属性調整及びそれに基づく合否判定による権利侵害

(1) 原告22、原告33、原告36及び原告38は、いわゆる「入学意向確認対象者」であり、本来の（＝本件属性調整がなかった場合の）合否判定過程を経ていれば、合格と判定されるべきであった受験生である。

5 (2) したがって、これら4名の原告は、公正かつ妥当であるべき入学試験において、性別等によって一律に不利益に扱われることはないとの「期待」を侵害されるにとどまらず、性別を理由として「現実

10 に」不利益な取扱いを受け、(当該受験年度において) 不当に不合格とされ、東京医科大学に入学し得る地位を奪われたという被害を受けたものである。

第3 原告らの損害

1 全ての原告に共通する損害

(1) 慰謝料（受験慰謝料）

ア 上述のとおり、原告らは被告の不法行為によって、人格権（ないし

15 人格的利益）の侵害、教育における平等権の侵害、大学選択に関する自己決定権の侵害、受験校を選択する機会の喪失、入学試験が公正かつ妥当な方法で実施されることの期待を侵害されるという被害を受けた。

イ 自己のコントロールが及ばない「性別」という属性によって、男子

20 受験生と同一の入学試験から女子受験生を「排除」し、差別的な入学試験を受験させることは、医学部入学のために費やされた原告らの多大な労力、時間、金銭等を水泡に帰さしめるものであって、侵害の程度は極めて大きいというべきである。

・原告8

25 「裏切られた怒りと、(親を) 説得するまで無理やり受験した自分に罪悪感を覚えました。」、「学生時代は報われると言われ

ていたけど、実際、世の中はもっとシビアで、女性は要らないとか、年を取った人は要らないとか、そういった差別が当たり前のようにあるんだという事実を知ってとてもショックを受けました。」、(勉学に対するモチベーションは)「周りの頑張っていて楽に生きている人はとても幸せそうに暮らしているのに自分は頑張っても意味ないんだと気付いて、もうやる気をすべて失ってしまいました。」(原告本人〔5頁〕)

・原告10

「東京医大で女性差別や多浪生差別が行われたこと(中略)聞いたときは驚いてすごく動揺しましたし、そのあとの自習期間や夏休みの間もC B T試験(医学部の全国共通進級試験)の勉強に集中できなくなったので困りました。差別があったということ自体がとても悲しかったですし、自分の学歴(中略)が特殊なため、自分も差別されているのではないかと思い不信感が募りました。」(甲54の2〔3頁〕)

「自分の学力を信じて医学部の勉強を続けてきましたが、裏切られたような気持ちになり、何を信じて頑張っていけばいいのかわからなくなりました。」(同〔4頁〕)

・原告12

「学力は努力をすれば伸びる余地があるものの、性別は努力をしても簡単には変えることはできません。また自ら生まれたときに希望して女性になった訳でもありません。自分がいままで長い時間を費やし必死で努力し、結果を出したのに「女性だから。」を理由に合格を捻じ曲げられたのが悔しく、やるせない気持ちになりました」(甲51の6〔2頁〕)

・原告17

「性別が理由で入試が不利になっていたという事実は、入試で
みられていたのは自分の努力での成果ではなく、単に性別とい
う自分の努力でどうしようもない部分で、自分が必死に努力を
したことは無駄だったのではないかと感じさせ、とても悲しい
5 気持ちになりました。」(甲51の7〔1頁〕)

・原告19

「実際紙面上での試験でひっくり返せないほどの下駄を現役男
子に履かせていることを聞いたときは呆れ果てました。なぜな
ら私たちがどれだけ頑張っても挽回できるわけがないほどの点
10 数差だったからです。なんのために逃げずに、投げ出さずに、
勉学と立ち向かい、なんのために高い受験料も払ってここまで
やってきたのだろうかと思いました。」(甲54の3〔2頁〕)

・原告20

(不利な得点操作のニュースを知ったとき)「東京医科大学で
15 の圧迫面接を思い出しました。面接を受けた当時、既に自分の
経歴を馬鹿にされていると感じていましたが、このニュースを
受けて、私が現役男子でないから、敢えて落とすための質問
をしていたのではないかなどと考え、改めて自分の経歴を侮辱
されたと感じました。」(甲59の2〔4頁〕)

・原告22

(点数操作を知ったときどう思ったかという質問に対し)「東
京医大に不合格になったことで、劣等感とか悔しさとか味わわ
なくていい時間を、つらい時間を返してほしいですし、あとは、
今通っている大学に通うことになった分、余計に掛かったお金
25 も返してほしいですし、私がちゃんと取った点数も返してほし
いと思いました。」(原告22本人・6頁〔13～16行目〕)

・原告 2 4

「(不合格になった辛い体験が)、私の実力不足のせいではなく
大学側の大きな不正に拠って作られたかもしれないと聞いて、
強い怒りが湧いてきました。全てが正しく行われていれば私は
5 そんな辛い思いを抱えることなく思い描いた通りの医学生生活
を送れたかもしれなかったのです。」(甲 5 1 の 1 1〔4 頁])

「旧時代的な体制を守るために、数多くの、可能性と希望に溢
れる罪のない女子達が犠牲になるのは決してあってはならない
ことです。不本意にも、私たちはこの歪んだ医学界の闇に巻き
10 込まれてしまいました。」(同〔5 頁])

・原告 3 1

「まさに自分が受験した試験で不正が行われていたということが
信じられませんでした。なぜ自分が不正入試に巻き込まれな
ければならなかったのかという思いでいっぱいになり、非常に
15 ショックでした。自分は本気で医師になりたくて、本気で勉強
してきたのに、大学は当たり前のように不正を行っていたこと
が、とても悔しく、憤りを感じました。(中略) あんなに必死
に頑張っ勉強して試験を受けたのは無意味だったのだろうか
と思うと、とても裏切られた気持ちがしました。(中略) その
20 ことが話題になるたび、悔しさと怒りを感じながら聞いていま
した。(中略) こんな差別をされるほど、自分は医師になって
はいけない人間なのだろうかと思い悩むことも多々ありまし
た。」(甲 5 9 の 6〔2 頁])

・原告 3 2

「自分が第一志望校と目差してきた大学の不正が報道されるた
びに嫌な気持ちになりました。(中略) 私は医療、医師の世界

に対する不安を抱きました。医師の入り口である入試の段階での不正入試、特に女性差別があったこと、本当に、本当に悔しかったです。」(甲51の14)

・原告39

5 「ただただ信じられないという気持ちでショックでした。本来、成熟した人間性を持ち合わせるべき先生方が多数集まってもそのような判断であるということに憤りを感じましたし、また女性差別という自身では選択できない性別による差別ということが行われたことに対してただただ悲しい気持ちでした。」(原告
10 39本人〔6頁7～11行目〕)

ウ また、医学部の数(及びその定員)は他学部比べて非常に少なく、加えて、複数の医学部が同一ないし近接した日程で入学試験を実施していること(甲36の1ないし36の8)を考えれば、大学選択に関する自己決定権の侵害、受験校を選択する機会の喪失は、原告
15 らにとって極めて大きな現実的不利益を与えるものである。

・原告2

「私の場合は、東京医大の不正を知らず、何度も受験したため、東京医大を受験した年は、他の医科大学を受けるチャンスがなくなっただと考えています。私自身、受験するためには何日もかけて受験料を貯め、やっと1校受けられるという経済状態でしたので、東京医大受験のためにアルバイトをしましたし、10
20 年分も赤本の過去問を解いたり、大学別講座を受験するなどの時間があれば、他大学のための勉強もできましたし、ほかの大学の合格の確率もそれだけ上がったと思います。また、私大の
25 医学部は1月20日頃から始まり、2月5日頃まで続きます。試験日が重なってしまったり、重ならないとしても、休息日を

入れる必要もあるし、連日受験する過密スケジュールにならないように調整する必要もあり、受験日程の計画が変わってきます。東京医大を受験しなければ、ほかの大学を受験することもでき、受験の計画全体が狂ってしまったと言えますし、人生を
5 狂わされたということが悔やまれます。」(甲51の2〔3頁〕)。

・原告39

(東京医大を受験したことによって、あなたに不利益やデメリット等があったか)「はい。受験料だけでなく、過去問演習に
10 費やした時間、そして一次試験、二次試験が密集した一定の期間にある医学部入試において、その他の、ほかの学校を受けられなかったということがありました。そして、その密集した中で、東京医大を受験した後に3校ほど体調不良でキャンセルしなければならなかった入試があったので、もし今の学校に受からなかったらと考えると、その3校を受けられなかったことが
15 大きな意味を持つと考えています。」(原告39本人〔7頁4～10行目〕)

(東京医大受験をした後に体調が悪くなったか)「はい。その
数日後に急性胃腸炎と診断され、2か月ほど吐き気や腹痛や嘔吐、下痢で苦しみました。」(同〔7頁12～13行目〕)

(東京医大の受験後に受験が予定されていた学校があったか)
20 「はい。まだまだたくさんあったので、そのような試験を、まだ3校だからよかったものの、多数受けられなくなることは、最終合格をもらっていなかったのが不安でした。」(同〔7頁16～18行目〕)

(実際に体調不良で欠席しなければならなかった受験日程は幾
25 つか)「3つでした」(同〔7頁下から7行目〕)

エ 以上の事情からすれば、原告らが受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料（受験慰謝料）は、受験いち年度あたり200万円を下回らない。

オ なお、被告が長年に渡って本件属性調整を秘して出願者の募集を行なっていたために、原告らは入試に出願する年ごとに「公正、公平な入学者選抜」がなされると信頼して東京医科大学を受験していたが、真実は、原告らのような女子受験生は、本件属性調整によって差別的に扱われるというものであった。

カ そのような差別的な扱いがされることを知っていれば、原告らは東京医科大学を受験しなかったのであり、原告らが東京医科大学の入試に出願する年ごとにその受験のために費やした時間、労力、金銭等は「当初から報われることが期待できない」ものであった。

キ そのように、原告らが限られた時間等の資源を東京医科大学の入試に出願する年ごとにその都度無駄に費消させられたこと及び差別的な扱いを知ったときの精神的苦痛は、費やした時間と労力に比例してより大きなものであったことを考慮すれば、複数年度に渡って東京医科大学を受験した原告らについて、慰謝料を逡減して算定することはあり得ないというべきである。

(2) 入学検定料、交通費及び宿泊費相当額

ア 原告らは、東京医科大学を受験するにあたり「入学検定料」及び「交通費」を支出し、また、原告5、16、20、32、33及び38はこれらに加えて「宿泊費」を支出した。

イ 仮に、東京医科大学の入学試験が本件属性調整を前提とする性差別的なものであることを原告らが事前に知っていたならば、東京医科大学に出願することもなく、したがって入学検定料を支払うことも、交通費等を支出して受験会場に向かうこともなかった。

ウ しかしながら実際は、被告があたかも「公正かつ妥当な方法」による入学試験が実施されるかのように装って受験生を募集した結果、原告らはその旨誤信して出願し、入学検定料を支払い、受験のために交通費及び宿泊費を支出したのであるから、入学検定料、交通費及び宿泊費相当額は被告の不法行為と相当因果関係のある損害というべきである。

エ なお、被告は一部の原告ら（原告 6、9、15、26 及び 34）につき受験の事実を争っているが、当該原告らが殊更に虚偽の受験歴を主張する動機・理由はないのであり、客観的な資料での確認ができないことのみをもって受験の事実が否定されることは相当でないというべきである。

オ また、原告 1 については入学検定料の入金履歴が確認できたことにより一次試験受験の事実については争いが無いが、二次試験の受験歴が争われている。

カ ここで、原告 1 が受験当時の状況を記録した日記（甲 58）には、東京医科大学の一次試験及び二次試験を受験した際の状況が原告の心理面も交えて非常に具体的に描写されているところ、原告 1 が殊更に虚偽の受験歴を主張する動機・理由はなく、当該日記の体裁等からして事後的に作成されたような痕跡も伺われないのであり、その記載内容は信用できるというべきである。

キ また、被告は意向確認対象者に該当する原告ら（原告 22、原告 33、原告 36 及び原告 38）に関し、被告は「合格の可能性があったこと」の前提として、入学検定料等の受験に要する費用を出捐することは必須であるため、入学検定料等を損害と評価することはできない」と主張する（令和元年 12 月 13 日付被告第 3 準備書面〔11 頁〕）。

ク しかしながら、被告が実施する入学試験は、本件属性調整を前提とする不正なものであり、女子受験生が不利益に取り扱われることを事前に知っていれば、原告らが東京医科大学へ出願することはなかった、言い換えれば、本件属性調整を秘して被告が受験者を募集したからこそ、公正かつ妥当な方法で入学試験が実施されると期待・信頼して出願したのであるから、入学検定料の支払いそのものが被告の不法行為と相当因果関係のある損害というべきであり、原告らが意向確認対象者であることは何ら影響を及ぼさない。

ケ この点につき、別件判決も「属性の考慮に係る説明の欠如につき説明義務違反（違法性）が認められ、さらに個々の本件対象消費者につき本件因果関係が存在することを前提とすると、入学検定料等の支出の時点で本件対象消費者に損害が発生したものであるというほかなく、一方で、本件得点調整を伴う被告による役務の提供により、当該損害が填補されるものともいえない」と判示している（甲35〔36～37頁〕）。

2 原告22、原告33、原告36及び原告38（いわゆる「意向確認対象者」）にかかる損害

これら4名の原告は、いわゆる「意向確認対象者」、すなわち、第三者委員会が作成した新合格者選定名簿に基づけば「繰上合格」となった最低順位の受験生よりも上位であった者であり、性別を理由として「現実的に」不利益な取扱いを受け、（当該受験年度において）不当に不合格とされ、東京医科大学に入学し得る地位を奪われたという被害を受けた者である。

(1) 原告22、原告33、原告36及び原告38に共通する損害：慰謝料（不合格慰謝料）

ア 公正・公平であるべき入学試験において、自己がコントロールでき

ない「性別」という属性によって不当に得点を低められたこと、また、その結果として、本来は東京医科大学に合格し入学し得たはずであるのに不合格とされたことは、原告 2 2、原告 3 3、原告 3 6 及び原告 3 8 に対して極めて大きな精神的苦痛を与えたというべき

5

・原告 2 2

「私はしっかりと合格が頂ける点数を取っていたのです。にも関わらず、大学の操作により落とされ、代わりに私より点数の低かった、「東京医科大学と縁の深かった」人が選ばれたのです。そのことを知ったときは、怒りや悲しみより先に、「返してくれ」という言葉が浮かびました。私の点数を返してくれ、そのためだけに費やした時間を、自信を、お金を全て返してくれと。両親は私以上に傷つき、腹立たしかったことでしょう。当たり前です。ただ娘を信じ支え、一緒に耐え抜いてきた日々を踏みにじられたのですから。」(甲 5 1 の 1 0 [4 ~ 5 頁])

10

15

「今更 1 年生として入学はできないけれど、合格していたのならせめて合格証書を出してほしいと言うと、「入学しないなら合格証書は出せない」と言うのです。大学側が不合格にしておきながらまるで私が入学しないことが悪いかのような、大学側にはまるで非が無いかのような不誠実な態度ばかりでした。私は受験の時のみならず、不正入試が発覚してなお、不合格扱いされたのです。」

20

(同 [5 頁])

「ただ合格のためだけに必死に踏ん張り手を伸ばしてきた受験生と、それを支えてきた人たちの、それまでの思いや時間や希望を、自分たちの都合のいいように点数を操作し不当な差別を行うことで踏みにじったのです。」(同 [6 頁])

25

(意向確認の通知を受けたときに入学を希望したか)「既にそのとき私は2回浪人していて、今通っている大学では2年生だったんですけど、東京医大に入り直すのは編入ができなくて1年生からだと言われたので、これ以上時間とお金が無駄にできないと思ったので、希望しませんでした。」(原告22本人・7頁〔5～8行目〕)、
5 「第1志望だった学校だったということもあって、入れるものなら入りたかったんですけど、そういう・・・ちょっともう無駄にできないというのがやっぱりあったので、これ以上、医者になることが先決だったので、優先したので、入りませんでした。」

10 (同・7頁〔15～18行目〕)

・(被告に合格証書の交付を求めたが拒否されたことについて)

「東京医大のほうで不正に不合格にしておきながら、私が入学しないのが悪いかのような、何度も何度も不合格にされたような気持ちで、大変傷つきました。」(同・8頁〔3～5行目〕)

15 ・原告33

「やはり私は合格していたはずだったのです。不合格とされてからずっと抱いていた私の大きな不安は、本当に何だったのでしょうか。私の親も同様に怒りを感じているようでした。医師である父親が怒りを覚えているように見えたことは、医者が全員そのような差別容認の考えではないのだと感じ、安心したりもしました」
20 (甲51の15〔5頁〕)

「時間も労力が返ってきませんが、せめて、きちんとお金の償って欲しいです」(同〔6頁〕)

・原告36

25 「不正の実態はあまりにも酷く、10点単位で差がつけられていたことを知り、愕然としたのを今でも覚えています。「もしかした

ら自分は、本当は一浪目で東京医大に合格していたのかもしれない、だとすれば現在私が必死に勉強している意味は何なのだろうか、頑張っても自分が『女子』として受験する以上、相応の報いは受けられないのだろうか」といったことが常に頭の中で渦巻きました。11月末、自分が不正入試の被害者であることを知りました。実際に送られてきた合格通知を見ると、嬉しいどころか、人生で感じたことのない怒り、憎しみばかりが湧いてきました。受験を間近に控えたこの状況で、再び精神的に酷く追い詰められました」(甲56〔1頁])

5

(東京医大の不正入試を知ってどう思ったか)「自分が一次合格はして二次で不合格になっているという身でしたので、もしかしたら自分もそこに該当しているかもしれないというのが最初に浮かびました。それで、そうなったときに、やっぱり自分が女性という性別で受験している以上、相応の努力は報われないんじゃないかというような不安がすごい当時渦巻いて、混乱したのを記憶しております。」(原告36本人・4頁〔17～22行目])

15

(合格通知を受けた後の説明会について)「東京医大のほうで開かれたその不正入試に関する説明会に足を運んだのですが、そのときなされた説明も余りにひどいものだったので、私としては全く、そうですね、気持ちも全く納得できないですし、余計に怒りと失望が湧いてきたのを覚えております。」(同・5頁〔3～6行目])

20

(もし1浪のときに合格していればどうだったか)「もし不正がなかったとすれば、私が2浪目に費やした1年間の浪人生活はなくてよかったものですし、そのときの苦しみだったり労力だったり不要なものとなったはずですし、それに伴う怒りや憎しみもなかったはずですし、そう考えると、その違いは1つすごく大きい

25

と思います」(同・6頁〔12～17行目〕)

・原告38

「学力や人格ではなく、別の尺度で合格か不合格かを決定している東京医科大学に対して、行きたかった大学だけに残念だなという気持ちがありました。それとともに憤りの気持ちも抱きました。生まれ育ちや性別など自分の努力ではどうしようもない観点で、人間を選別しているという事実には嫌気がさしたのと、田舎のしがたい家庭出身の私は世間ではこんな立ち位置なんだという知りたくもない事実を突きつけられた感じでした」(甲54の6〔3～4頁〕)

「通知が家に来た時「ああ、やっぱりそうだったのだ」という落胆と確信の気持ちでした。東京医科大学からは10万の補償をするという、まるでこれでチャラにしてほしいというような内容の手紙が送られてきましたが、仮に実際に受験にかかった費用だけを補償するにしても10万円はあまりにもひどすぎると思いました。私だけでなく、他に差別を受けた受験生に対してもそれぞれ時間的な負担、精神的な負担を加味したうえでの謝罪金が支払われるべきであると思いました」(同〔4頁〕)

したがって、原告らが受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料(不合格慰謝料)は、500万円を下回らないというべきである。

(2) 原告22及び原告38に共通する損害(学費差額)

ア 原告22及び原告38は、本件属性調整によって不当に不合格とされ、他大学への進学を余儀なくされた者である。

イ 原告22及び原告38はいずれも、他の私立医学部と東京医科大学の両方に合格していたならば、東京医科大学に進学した旨、述べている(原告22につき甲59の4〔2頁〕、原告38につき甲59の

8〔2頁〕)。

ウ したがって、東京医科大学に進学した場合に要したであろう学費

(乙1〔9頁以下〕)と、実際に進学した他大学に支払った学費(原告22につき甲20、原告38につき甲29及び30)との差額は、
5 本件属性調整がなかったならば支出する必要がなかったものである
から、当該差額相当額は被告の不法行為によって生じた損害である。

(3) 原告36固有の損害

ア 本件属性調整によって不当に不合格とされたことによって、原告3

6は予備校に1年間余計に通うことになり、また、医師になるのが
10 本来の受験年度で合格していた場合よりも1年遅れることになった。

イ したがって、余計に通った期間の予備校費用として支出した金額

(甲24)及び医師の1年間あたり平均賃金(甲23)に相当する
額の損害を受けたものである。

ウ なお、被告は「入学後6年経過すれば医師として勤務開始するわけ

15 ではない」こと等を理由に逸失利益の発生を否定する(令和2年1
0月6日被告第7準備書面〔7頁〕)。

エ しかしながら、裁判例においては、交通事故に遭った児童／高校

生・浪人生の就労後逸失利益を認定・判断するに際し、浪人・留年
等の「就労が遅くなる事由」の可能性は特段考慮されておらず⁶、同

⁶ 以下のような裁判例がある。

・岡山地判平成5年2月25日(平2(ワ)20号・交民26巻1号272頁)

11歳の時点で交通事故に遭った児童が「本件事故後、高等学校に進学しており、
また大学へ進学することを希望している」ことから、浪人・留年等の就労が遅れる
可能性については考慮せず、「大学を卒業する平成七年四月から六七歳まで、少なく
とも、平均して、平成二年賃金センサス第一表・産業計・企業規模計・男子労働
者・新大卒・全年齢平均の年収額六一二万一二〇〇円の年収を得ることができたと
推認される」と判示している。

・東京地判平成22年9月30日(平20(ワ)32749号・交民43巻5号1
265頁)

様に、看護学部に通う学生の就労後逸失利益を認定・判断するに際しても、留年・国家試験不合格等の可能性は特段考慮されていない⁷。

オ また、東京医科大学の医師国家試験合格率は非常に高い（平成21年度から令和2年度までの平均合格率は96.5%）こと、進学した他大医学部では留年することなく進級していること（原告36本人・1頁。2019年度に入学して2021年度時点で3年生となっているから留年せず進級していることが分かる。）、上位30%前

「本件事故に遭わなければ23歳で大学を卒業したことを前提に逸失利益を算定することで足りるというべき」、「原告X1は、本件事故当時大学入学を目指して浪人中であったが、河合塾の大学受験科トップレベル国公立大医進コースに在籍していたことが認められる上、昨今の大学進学率等に照らすと、大学に進学できた蓋然性があるといえるから、基礎収入は症状固定時の平成19年度賃金センサス男子大学・大学院卒全年齢平均680万7600円によるのが相当」と判示している。

・東京地判平成13年3月28日（平11（ワ）14044号・交民34巻2号468頁）

「原告は、受験期間の大部分を入院治療に費やしなが、平成六年四月に大学に入学していることに鑑みれば、平成四年八月一七日の本件交通事故がなければ、平成五年四月に大学に入学していたとみることができる」、「原告には、一年間の就職遅れにより休業損害が認められ、その額は賃金センサス平成五年第一巻第一表の大卒二〇歳から二四歳の平均収入三二二万七〇〇円とみるのが相当」と判示している。

・大阪地判平成19年1月31日（平16（ワ）1808号・交民40巻1号143頁）

「原告X1は、本件事故当時、a高等学校の三年生であったが、平成八年一〇月一八日、同校から、b大学フランス文学科への推薦書が提出されたこと（甲一一五の二）からすると、原告X1は、本件事故に遭わなければ、平成九年四月に同大学に入学し、平成一三年三月に卒業していた蓋然性が高かったと認められ」と判示している。

⁷ 名古屋地判平成29年4月21日（平27（ワ）5600号・交民50巻2号483頁）は、看護学部に通う学生の（幼少時に遭った交通事故に起因する後遺障害にかかる）逸失利益につき、「原告が通学するa大学看護学部・・・の卒業生のうち、看護師志望の学生の国家試験合格率は、毎年ほぼ100%であること（甲59）、同大学を卒業した看護師の半分以上・・・が同大学病院に就職していること（甲60、69、原告本人）、同大学病院の看護師数は800名余りであること（甲64）が認められるから、原告は、同大学病院の看護師相当の収入を得る蓋然性があるものと認められる。」として、留年や不合格等の就労が遅れる可能性については考慮せず、当該学生が就職した際に得られるであろう収入を前提として認めている。

後の成績を維持していること（同・6頁）からすれば、原告36が東京医科大学に入学していれば、「ストレート」で医師になっていた蓋然性が高いというべきである。

かしたがって、被告の主張には理由がない。

5 第4 結論

以上のとおりであるから、被告は原告らに対し、2021（令和3）年11月18日付訴えの変更申立書別紙受験内容・損害目録「請求額」欄記載の各金額を支払うべき義務を負う。

第5 最後に

- 10 1 本件は、高等教育機関である大学において、憲法上許されない性差別を内容とする本件属性調整を前提とした入学試験が、組織的・継続的に実施されてきたことで、原告らの権利・利益が侵害されたことにつき被告の責任を問う事案である。
- 15 2 本件で被告となっている東京医科大学のほか、順天堂大学、聖マリアンナ医科大学においても同様の性差別的入学試験が実施されてきたことが明らかになり、性差別によって被害を受けた受験生が慰謝料等を求める集団訴訟事件となっている。
- 3 しかるに、これらの大学を受験した女子受験生の中で、集団訴訟の原告になったのはごく一部である。
- 20 4 また、原告となった者についても、世間や自身が進むであろう（あるいは既に身を置いている）医療界から差別・非難されることを恐れ、氏名、住所等については秘匿せざるを得ないという状況である。
- 25 5 憲法によって保障されているはずの権利、すなわち、性別による差別をされない権利について、さらなる差別や非難を恐れて声を上げることに躊躇せざるを得ないのである。
- 6 女子差別撤廃条約（1985年批准）は、教育を含むあらゆる分野

での女子差別の撤廃を締約国に義務付け、男女共同参画社会基本法（1999年成立）は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた（同法前文）。

7 しかしながら、現実には本件のような性差別が存在し、その差別に遭った側の人間は声を上げることもできず、差別のある現状を受け入れざるを得ないと諦め、その現状を前提として自分を社会に過剰に適応＝埋没させていく人もいる。

10 8 本件訴訟の判決が、こうした性に基づく差別をなくしていくこと、せめて被害を訴えることを躊躇しないで済む社会へと一步を進めていくきっかけになることを強く願うものである。

15 9 本件訴訟は、原告として当事者となった者のみならず、性差別を行なう側、性差別を受ける側、厳格な公正性・公平性が求められる入学試験において、このような許すべからざるあからさまな性差別が行われていたことを知るであろう将来世代の子どもたち等、この社会に生きる全ての人々に対し、大学という高等教育機関を舞台として行なわれた大規模な性差別について、「人権の砦」たるべき裁判所の評価を示すものとなる。

20 10 原告らは、御庁に対し、こうした本件訴訟の意義をふまえて、被告の行為が、女性を性別によって差別するものであって、憲法や各種法令に反する極めて重大な違法行為であり、原告らの権利・利益を侵害するものであることについて、適切に認定・判断していただき、「未来への希望」となるべき判決を示していただくよう切望する次第である。

以上